



中華人民共和国中外共同運営教育条例実施方法

平成 27 年 3 月 / 評価事業部国際課

※中外共同運営教育の基本的規則である「中外共同運営教育条例」の実施のために教育部が発表したもので、中外共同運営教育機関の設立や活動について規定されている。2004 年 7 月 1 日の施行とともに「中外共同運営教育暫定規定」(原語：中外合作办学暂行规定)は廃止された。

・「中華人民共和国中外共同運営教育条例実施方法」(2004 年 6 月 2 日)

原語：「中华人民共和国中外合作办学条例实施办法」教育部令第 20 号 [中文]

http://www.moe.gov.cn/publicfiles/business/htmlfiles/moe/moe_861/201412/180471.html

● 中華人民共和国中外共同運営教育条例実施方法 (2004 年 6 月 教育部令第 20 号公布)

第 1 章 総則

第 1 条

「中華人民共和国中外共同運営教育条例」(以下「中外共同運営教育条例」と略す)を実施するため、本方法を制定する。

第 2 条

中外共同運営教育機関の設立、活動及び管理における具体的な規範、及び「中外共同運営教育条例」に基づいて学歴教育と自学考試サポート、予備校、就学前教育等を実施する中外共同運営教育プログラムの審査と管理について、本方法を適用する。

本方法における中外共同運営教育プログラムとは、中国の教育機関が外国の教育機関と、教育機関を設立する方式によらず、学科、専攻学科、課程等の分野において、中国国民を主要な学生募集対象とする教育活動を共同で行うことを指す。

「中外共同運営教育条例」の規定に基づき、職業技能訓練を実施する中外共同運営教育プログラムの具体的な審査と管理方法については、國務院労働行政部門が別に制定する。

第 3 条

国は、中国の教育機関が、学術的レベルと教育の質が広く認められている外国の教育機関と共同運営教育を実施することを奨励する。また、国内で新興の、また緊急に必要なとされている学科分野で共同運営教育を実施することを奨励する。

国は、中国の西部地域及び辺境・貧困地域で中外共同運営教育を実施することを奨励する。

第 4 条

中外共同運営教育機関は、「中華人民共和国民営教育促進法実施条例」の規定に基づき、国から民営教育機関に与えられる援助と奨励措置を受ける。

教育行政部門は、中外共同運営教育の発展に顕著な貢献を果たした社会組織または個人に対し奨励と表彰を行う。

第 2 章 中外共同運営教育機関の設立

第 5 条

中外共同運営教育事業者は、平等な協議の上に覚書を締結する。

覚書には、設立予定の中外共同運営教育機関の名称・所在地、中外共同運営教育事業者の名称・所在地・法定代表者、共同運営教育の趣旨と育成目標、覚書の内容と期限、両者の資金投入額・方式・資金納入期限、権利・義務、争議解決の方法等の内容を含まなければならない。

覚書は、中国語による文書を有していなければならない。外国語による文書を有する場合には、中国語による文書と内容が一致していなければならない。

第 6 条

中外共同運営教育機関の設立を申請する中外共同運営教育事業者は、相応の教育運営資格と高い教育運営の質を有していなければならない。

すでに中外共同運営教育機関を開設している中外共同運営教育事業者が、新しく中外共同運営教育機関の設立を申請する場合は、開設済みの中外共同運営教育機関に対し、はじめに審査した機関かまたはその機関に委託された機関が実施する評価に合格しなければならない。

第7条

中外共同運営教育機関は、支部機関を設立してはならず、その他の中外共同運営教育機関を開設してはならない。

第8条

評価の結果、外国の高い質の教育資源を確かに導入されている場合、中外共同運営教育事業者の一方はその他の社会組織または個人と覚書を締結し、運営資金を導入することができる。当該の社会組織または個人は、覚書を締結した中外共同運営教育事業者の代表として、設立予定の中外共同運営教育機関の理事会、董事会または共同管理委員会に参加することができる。ただし理事長、董事長または主任を担当してはならず、中外共同運営教育機関の教育活動に参加してはならない。

第9条

中外共同運営教育事業者が投入する教育運営資金は、設立予定の中外共同運営教育機関のレベルと規模に見合うもので、且つ法に則って出資検証を経なければならない。

中外共同運営教育事業者は、覚書に従って、教育運営資金を期日どおりに満額投入しなければならない。中外共同運営教育機関の存続期間中、中外共同運営教育事業者は、教育運営資金を引き上げたり流用してはならない。

第10条

中外共同運営教育事業者が教育運営として投入する知的財産権の評価は、中外共同運営教育事業者双方が公平で合理的な原則に従って協議し決定するか、または双方が同意した社会的機関が法に則って評価を行い、かつ法に則って関連手続きを行う。

中国の教育機関が国有資産を運営に投入して中外共同運営教育機関を開設する場合、国の関連規定に基づき、評価資格を有する社会的機関が評価を行い、評価結果に基づき、国有資産額を合理的に確定し、かつ法に則って国有資産の管理義務を履行しなければならない。

第11条

中外共同運営教育事業者が知的財産権を運営に投入する場合、知的財産権証明書のコピー、有効状況、実用価値、評価計算の根拠、双方が締結した評価合意書等関連資料を含む当該知的財産権に関する資料を提出しなければならない。

第12条

外国の政府部門と締結した覚書、または中国の教育機関の求めに基づき、国務院教育行政部門と省、自治区、直轄市人民政府は、外国の教育機関を中国の教育機関との共同運営教育に招聘することができる。

招聘された外国の教育機関は、国際的にまたは所在国において著名な高等教育機関または職業教育機関でなければならない。

第13条

本科以上の高等学歴教育を実施する中外共同運営教育機関設立の申請は、設立予定機関が所在する省、自治区、直轄市人民政府が意見を提出したのち、国務院の教育行政部門に報告され審査される。

外国教育機関の卒業・学位証書を授与する中外共同運営教育機関開設申請の認可について審査する権限は、「中外共同運営教育条例」の第12条及び前項の規定を参照して執り行う。

第14条

中外共同運営教育機関の準備設立を申請、または正式設立を直接申請する場合、中国の教育機関は「中外共同運営教育条例」に規定する書類を提出しなければならない。そのうち、開設申請報告書または正式設立申請書は、国務院教育行政部門が「中外共同運営教育条例」の第14条第(1)項及び第17条第(1)項に基づいて制定した、「中外共同運営教育機関申請表」に規定される内容と形式に従

って記入しなければならない。

第 15 条

下記のいずれかの状況に該当する場合、審査機関は中外共同運営教育機関の設立準備を認可せず、かつ書面により理由を説明しなければならない。

- (1) 公共の利益、歴史文化の伝統及び教育の公益性に反し、国または地方の教育事業発展の需要に合致しない場合
- (2) 中外共同運営教育事業者の一方が条件に合致しない場合
- (3) 覚書が法に定められた要求に合致せず、指摘を受けても是正されない場合
- (4) 申請書類に虚偽の内容がある場合
- (5) 法律、行政法規に規定されるその他の認可されない状況がある場合

第 16 条

中外共同運営教育機関の定款は、以下の事項を規定しなければならない。

- (1) 中外共同運営教育機関の名称、所在地
- (2) 教育運営の趣旨、規模、レベル、タイプ等
- (3) 資産の額、出所、性質及び財務制度
- (4) 中外共同運営教育事業者が筋道の通った投資回収を要求するか否か
- (5) 理事会、董事会または共同管理委員会の選出方法、人員構成、権限、任期、議事規則等
- (6) 法定代表者の選出、罷免プロセス
- (7) 民主的な管理及び監督の形式
- (8) 機関の終了事由、プロセス及び清算方法
- (9) 定款の変更手続き
- (10) その他定款に規定する必要がある事項

第 17 条

中外共同運営教育機関は、ひとつの名称しか使用することができず、外国語の訳名は中国語の名称に合致しなければならない。中外共同運営教育機関の名称は、中外共同運営教育機関の性質、レベル及びタイプを反映させなければならず、「中国」、「中華」、「全国」等の文字をつけてはならず、中国の法律、行政法規に違反してはならず、公共の利益に損害を与えてはならない。

法人資格を有しない中外共同運営教育機関の名称の前には、「中国高等学校」（中国高等教育機関）の名称をつけなければならない。

第 18 条

準備が完了し、中外共同運営教育機関の正式設立を申請、または正式設立を直接申請する場合、「中外共同運営教育条例」の第十七条に規定する関連資料を提出する以外に、「中外共同運営教育条例」の関連条項の規定に基づき、以下の資料を提出しなければならない。

- (1) 第一回の理事会、董事会または共同管理委員会の構成員名簿及び関連する証明書類
- (2) 招聘した外国籍の教員及び外国籍の管理職員の関連資格証明書類

第 19 条

学歴教育を実施する中外共同運営教育機関設立の申請は、毎年 3 月または 9 月に申請書を提出しなければならない。審査機関は専門家による評議を実施しなければならない。

専門家による評議の期間は、審査期限に含まれないが、審査機関は、専門家の評議に要する時間を書面により申請者に通達しなければならない。

第 20 条

準備を完了し、中外共同運営教育機関の正式設立を申請する際、下記のいずれかの状況に該当する場合、審査機関は認可をしてはならず、かつ書面により理由を説明しなければならない。

- (1) 相応する教育運営条件を備えておらず、相応の設置基準に達していない場合
- (2) 理事会、董事会または共同管理委員会の構成員及びその構成が法に定める要求に合致せず、学長または主要な運営責任者、教員、財務会計担当者が法定資格を有せず、通告後も是正されない場合
- (3) 定款が、「中外共同運営教育条例」及び本方法が規定する要求に合致せず、通告後も是正され

ない場合

(4) 準備設立期間内に、法律・法規に違反する行為があった場合
中外共同運営教育機関の設立を直接申請する際、前項に規定する(1)、(2)、(3)のほか、本
方法第十五条の状況があった場合、審査機関は認可をしてはならない。

第3章 中外共同運営教育機関の組織及び活動

第21条

中外共同運営教育機関の理事会、董事会または共同管理委員会の構成員は、中国の法律、法規を遵守し、教育事業を愛し、品行方正で、完全な民事行為能力を備えていなければならない。
国家機関の職員は、中外共同運営教育機関の理事会、董事会または共同管理委員会の構成員を担当してはならない。

第22条

中外共同運営教育機関は、専任の学長または主要な運営責任者を任命しなければならない。
中外共同運営教育機関の学長または主要な運営責任者は、法に則って、教育と管理の職権を独立して行使する。

第23条

中外共同運営教育機関の内部組織設置案は、学長または主要な運営責任者が提出し、理事会、董事会または共同管理委員会に報告し認可を得る。

第24条

中外共同運営教育機関は、教員研修制度を確立し、招聘した教員が相応の業務研修を受けられる環境を提供しなければならない。

第25条

中外共同運営教育機関は、学生募集要項または学生募集広告の取り決めに従って、相応の課程を開設して教育活動を実施し、教育の質を保証しなければならない。
中外共同運営教育機関は、基準に合致した校舎と教育施設、設備を提供しなければならない。

第26条

中外共同運営教育機関は、法に則って、学生募集の範囲、基準及び方式を自主的に決定することができる。ただし、中国の学歴教育を実施する場合は、国の関連規定を遵守しなければならない。

第27条

高等学歴教育を実施する中外共同運営教育機関が、中国の学位授与条件に合致する場合は、国の関連規定に従って、相応する学位授与資格の申請をすることができる。

第28条

中外共同運営教育機関は、法に則って、中外共同運営教育機関の資産を自主的に管理し使用する。ただし、公益事業に従って取得した土地及び校舎の用途を変更してはならない。
中外共同運営教育機関は、営利的な経営活動に従事してはならない。

第29条

毎会計年度の終了時、中外共同運営教育事業者が合理的な投資回収の取得を要求しない中外共同運営教育機関においては、純資産の年度増加額の中から、また、中外共同運営教育事業者が合理的な投資回収の取得を要求する中外共同運営教育機関においては、純利益の年度増加額の中から、純資産の年度増加額または純利益の25%を下回らない割合で、発展基金を積み立て、中外共同運営教育機関の整備、保守及び教育設備の購入、更新等に充てなければならない。

第30条

中外共同運営教育機関の資産における国有資産の監督、管理は、国の関連規定に従って執り行う。
中外共同運営教育機関が受けた寄贈財産の使用及び管理は、「中華人民共和国公益事業寄贈法」の関連規定に従って執り行う。

第31条

中外共同運営教育事業者が合理的な投資回収の取得を要求する場合は、「中華人民共和国民営教育促進法实施条例」の規定に従って執り行う。

第 32 条

中外共同運営教育機関が、下記のいずれかの状況に該当する場合、中外共同運営教育事業者は投資回収を取得してはならない。

- (1) 虚偽の学生募集要項または学生募集広告を表し、財物の詐取を行った場合
- (2) 無断で費用徴収項目を増加、または費用徴収基準を引き上げ、事案が重大な場合
- (3) 卒業・学位証書及びその他の学業証書を違法に授与または偽造した場合
- (4) 運営許可証を詐取または偽造、変造、売買、貸与した場合
- (5) 「中華人民共和国会計法」及び国の統一会計制度に従って、会計処理や財務会計報告の作成を行うことをせず、財務、資産の管理が混乱した場合
- (6) 国の税金の徴収・管理に関する法律、行政法規の規定に違反し、税務機関の処罰を受けた場合
- (7) 校舎またはその他の教育施設・設備に、重大な危険が存在するのに、直ちに対策を採らず、重大な死傷事故を引き起こした場合
- (8) 教育の質が低下し、劣悪な社会的影響を発生させた場合

中外共同運営教育事業者が、教育運営資金の引き上げまたは教育運営経費の流用を行った場合は、投資回収を取得してはならない。

第 4 章 中外共同運営教育プログラムの審査と活動

第 33 条

中外共同運営教育プログラムの教育運営のレベル及びタイプは、中国の教育機関と外国の教育機関の教育運営のレベル及びタイプと合致していなければならない、かつ一般に中国の教育機関がすでに有している学科や課程、またはそれに近似する学科や課程を開設していなければならない。新たな学科または課程を共同で開設する場合、中国の教育機関は、当該専攻学科または科目を開設するための教員、設備、施設等の条件を基本的に備えていなければならない。

第 34 条

中国の教育機関は、相応するレベル及びタイプの外国の教育機関と共同で教育計画を策定し、中国の卒業・学位証書、または外国の卒業・学位証書を授与し、中国域外で一部の教育活動を実施する方式を用いて、中外共同運営教育プログラムを実施することができる。

第 35 条

中外共同運営教育プログラムを実施する場合、中国の教育機関と外国の教育機関は、本方法第 5 条の規定を参照し、覚書を締結しなければならない。

第 36 条

本科以上の高等学歴教育を実施する中外共同運営教育プログラム実施の申請は、実施を予定しているプログラム所在地の省、自治区、直轄市人民政府の教育行政部門が意見を提出した後、国務院教育行政部門に報告され認可される。

高等専科教育、非学歴高等教育及び高級中等教育、自学考试サポート、予備校、就学前教育を実施する中外共同運営教育プログラムの実施申請は、実施を予定しているプログラム所在地の省、自治区、直轄市人民政府の教育行政部門が審査し、かつ国務院教育行政部門に届け出る。

外国の教育機関の卒業・学位証書を授与し、外国教育機関の名称、シンボルまたは教育サービスの商標を導入する中外共同運営教育プログラムの実施申請の審査は、前項の規定を参照して執り行う。

第 37 条

中外共同運営教育プログラム実施を申請するには、中国の教育機関が下記書類を提出しなければならない。

- (1) 「中外共同運営教育プログラム申請表」
- (2) 覚書
- (3) 中外共同運営教育事業者の法人資格証明
- (4) 出資検証証明（資産、資金投入がある場合）
- (5) 寄贈資産合意書及び関連証明（寄贈がある場合）

外国の教育機関が、すでに中国国内で中外共同運営教育機関または中外共同運営教育プログラムを共同で実施している場合は、はじめの審査機関またはその機関に委託された機関の評価報告を提出しなければならない。

第 38 条

学歴教育を実施する中外共同運営教育プログラム実施の申請は、毎年 3 月または 9 月に申請書を提出しなければならない。審査機関は、専門家による評議を組織しなければならない。

専門家による評議の期間は、審査期限に含まれないが、審査機関は、専門家の評議に要する時間を書面により申請者に通達しなければならない。

第 39 条

中外共同運営教育プログラム設立の申請について、審査機関は、「中華人民共和国行政許可法」が規定する期限に従って、認可の可否を決定しなければならない。認可した場合、統一様式、統一番号による中外共同運営教育プログラム批准書を交付する。認可しない場合、書面により理由を説明しなければならない。

中外共同運営教育プログラム批准書は、国務院教育行政部門が様式を定め通し番号を付す。通し番号は、国務院教育行政部門が、中外共同運営教育許可証の通し番号の方法を参照して決定する。

第 40 条

中外共同運営教育プログラムは、中国の教育機関による教育活動の構成部分であり、中国の教育機関の管理を受けなければならない。中国の学歴教育を実施する中外共同運営教育プログラムの実施において、中国の教育機関は、外国の教育機関が提供するカリキュラム及び教育の質について評価を実施しなければならない。

第 41 条

中外共同運営教育プログラムは、法に則って、学生募集の範囲、基準及び方式を自主的に決定することができる。ただし、中国の学歴教育を実施する場合は、国の関連規定を遵守しなければならない。

第 42 条

中外共同運営教育プログラムを実施する中国の教育機関は、法に則って、中外共同運営教育プログラムの財務を管理し、かつ教育機関の財務の勘定科目に設定した中外共同運営教育プログラムの専用項目において、収支業務を統一的に処理しなければならない。

第 43 条

中外共同運営教育プログラムの費用徴収項目と基準の決定は、国の関連規定に従って実施し、かつ学生募集要項または学生募集広告に明記する。

中外共同運営教育プログラムの教育運営の余剰金は、引き続きプログラムの教育活動と教育運営条件の改善に使用しなければならない。

第 5 章 管理・監督

第 44 条

中外共同運営教育機関及び中外共同運営教育プログラムを実施する中国の教育機関は、開設する課程と導入する教材の内容を審査し、かつ課程と教材のリスト及び説明を適時審査機関に届け出なければならない。

第 45 条

中外共同運営教育機関及び中外共同運営教育プログラムを実施する中国の教育機関は、法に則って、学籍管理制度を整備し、かつ審査機関に届け出なければならない。

第 46 条

中外共同運営教育機関及びプログラムでの教員・管理職員の招聘は、双方の地位の平等原則に従い、中外共同運営教育機関及び中外共同運営教育プログラムを実施する中国の教育機関と、教員・管理職員との間で、招聘合意書を締結し、双方の権利、義務及び責任を明確に規定しなければならない。

第 47 条

中外共同運営教育機関及びプログラムの学生募集要項及び学生募集広告の見本は、審査機関に適時届け出なければならない。

第 48 条

外国教育機関の卒業・学位証書を授与する中外共同運営教育機関及びプログラムを実施する場合、中国側の共同運営教育事業者は、相応のレベル及びタイプの学歴教育を実施する中国の教育機関でなければならない。

中外共同運営教育機関及びプログラムが、外国の教育機関の卒業・学位証書を授与する場合、その課程の設置、教育内容は、当該の外国教育機関の属する国の基準及び要求を下回ってはならない。

第 49 条

中外共同運営教育プログラムが授与する外国の教育機関の卒業・学位証書は、当該の外国教育機関が属する国で授与する卒業・学位証書と同一であり、かつ当該国で承認されていなければならない。

第 50 条

学歴教育を実施する中外共同運営教育機関及びプログラムは、インターネットや定期刊行物等の方法を通じて、当該機関またはプログラムのレベル・タイプ、学科の設置、課程の内容、学生募集の規模、費用徴収項目及び基準等の状況を、毎年公表しなければならない。

中外共同運営教育機関は、毎年 4 月 1 日以前に、社会の監査機関による当該年度の財務会計報告の結果を公表しなければならない。

第 51 条

学歴教育を実施する中外共同運営教育機関及びプログラムは、学年または学期ごとに費用を徴収し、学年または学期を超えて、前もって徴収してはならない。

第 52 条

中外共同運営教育機関及び中外共同運営教育プログラムを実施する中国の教育機関は、毎年 3 月末以前に、審査機関に運営報告を提出しなければならない。内容は、中外共同運営教育機関及びプログラムの募集学生数、課程の設置、教員の配置、教育の質、財務状況等の基本状況を含まなければならない。

第 53 条

審査機関は、公開・公正・公平の原則に基づき、学歴教育を実施する中外共同運営教育プログラムに対し、教運営の質の評価を組織するか、もしくは評価機関に委託して実施し、かつ評価結果を公表しなければならない。

第 54 条

中外共同運営教育プログラムの審査機関及びその職員は、職務上の便宜を利用し他人の財物またはその他の利益を受け取ったり、職権乱用や職務怠慢により、本方法に規定する条件に合致しない者に中外共同運営教育プログラムの批准書を公付した場合、または違法行為が発覚しても取り締まらず、重大な結果をもたらす犯罪に至った場合は、法に則って刑事責任を追及する。

犯罪に至らない場合は、法に則って行政処分を行う。

第 55 条

本方法の規定に違反し、中外共同運営教育プログラムの審査職権を超えた場合、その批准文書は無効となり、上級機関が是正を命じる。管理責任者とその他の直接的な責任者に対し、法に則って行政処分を行う。

第 56 条

本方法の規定に違反し、認可されずに無断で実施された中外共同運営教育プログラムは、教育行政部門が期限を定めて是正を命じ、かつ学生から徴収した費用の返還を命じる。管理責任者とその他の直接的責任者に対し、法に則って行政処分を行う。

第 57 条

中外共同運営教育プログラムが、下記のいずれかの状況に該当する場合、審査機関が期限を定めて、是正を命じ、かつ事案が重大と見なされる場合は、警告または 3 万元以下の罰金を科す。管理責任者

とその他の直接的な責任者に対し、法に則って行政処分を行う。

- (1) 虚偽の学生募集要項または募集広告を公表し、財物を詐取した場合
- (2) 無断で費用徴収項目を増やし、または費用徴収基準を引き上げた場合
- (3) 管理が混乱し、教育の質が低下した場合
- (4) 国の関連規定に従って財務管理を実施しなかった場合
- (5) 教育運営の余剰金について配分を行った場合

第 58 条

中外共同運営教育機関及びプログラムが、「中華人民共和国教育法」の規定に違反し、卒業・学位証書またはその他の学業証書を授与した場合、「中華人民共和国教育法」の関連規定に従って処罰する。

第 6 章 付則

第 59 条

工商行政管理部門において登記された中国の営利的な研修機関が、外国の営利的な教育研修会社と共同で教育研修活動を実施する場合、本方法は適用されない。

第 60 条

中国の教育機関が、外国の教育資源を実質的に導入せず、単位互換の方式で外国の教育機関と学生交流活動を実施するだけの場合には、本方法は適用されない。

第 61 条

香港特別行政区、マカオ特別行政区及び台湾地区の教育機関と、中国本土の教育機関との共同運営教育プログラムを実施する場合には、国に別の規定がある場合を除いて、本方法の規定を参照して執り行う。

第 62 条

「中外共同運営教育条例」の実施前に認可された中外共同運営教育プログラムは、「中外共同運営教育条例」第 63 条が規定する期限とプロセスを参照し、中外共同運営教育プログラム批准書を後で取得しなければならない。期限までに「中外共同運営教育条例」及び本方法の規定条件に達しない場合、審査機関はプログラム批准書の交付を行わない。

第 63 条

本方法は、2004 年 7 月 1 日より施行する。中華人民共和国国家教育委員会が 1995 年 2 月 26 日に公布した「中外共同運営教育暫定規定」は同時に廃止する。